

GXフューチャー・リーグにおける 排出量目標・コミットメントの報告に関する ガイダンス

脱炭素成長型経済構造移行推進機構



01	本ガイダンスの位置づけ	p.4
02	排出量目標に関するガイダンス	p.7
03	コミットメントに関するガイダンス	p.15
04	FAQ	p.33

改訂履歴



年月日	内容
2026年3月2日	初版発行
2026年4月1日	様式の修正、FAQの追加等による改訂
2026年6月5日	各コミットメント要件の詳細化等

01 | 本ガイドンスの位置づけ



本ガイドンスの位置づけ

- GXフューチャー・リーグ（以下「GXFL」）に入会する企業のうち、「グループ単位」で排出量目標・コミットメントの提出及び実績報告をするグループ代表企業または「個社単位」で排出量目標・コミットメントの提出及び実績報告をする企業は、入会日から毎年10月末までに「2030年度の直接・間接排出量目標」（以下「排出量目標」）及び「GX需要創出に係るコミットメント」（以下「コミットメント」）を報告いただく必要があります。
- 本ガイドンスでは、これらの報告に関する詳細や要件等についてご案内します。

本ガイドンスのスコープ

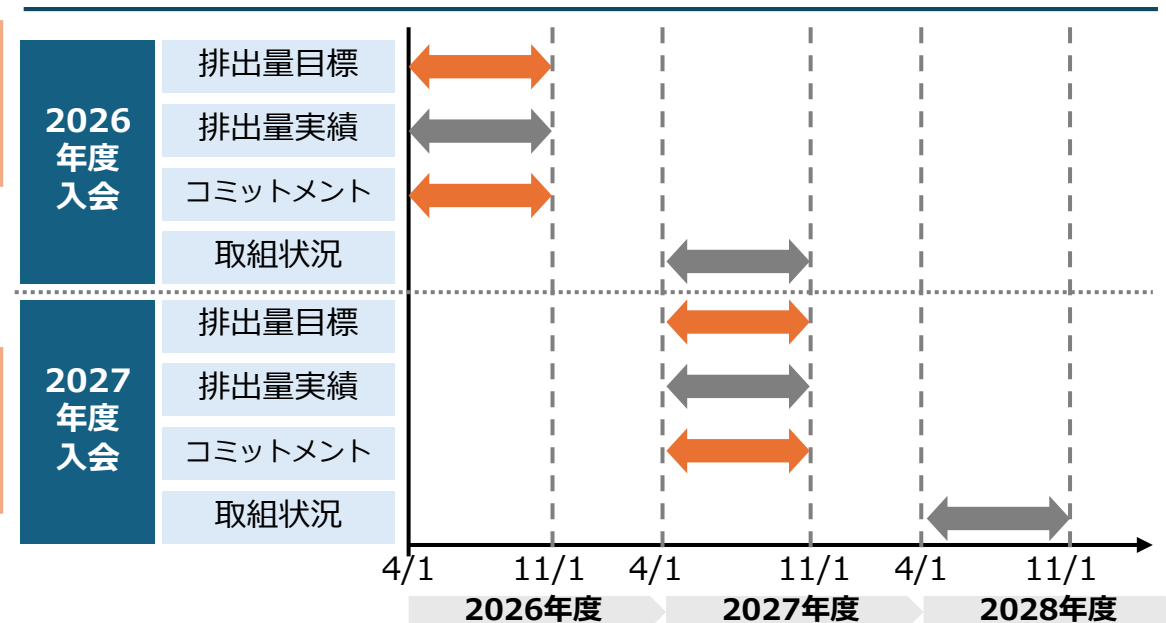
	入会申請	排出量目標・コミットメントの報告	排出実績量・取組実績の報告
概要	<p>入会前に一度のみ提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出量目標、コミットメント及びこれらの実績に係る報告を行うことを誓約することで、GXFLへの入会を申請 	<p>入会時、原則一度のみ報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 「2030年度の直接・間接排出量目標」及び「GX需要創出への取組に関するコミットメント」を報告 当該目標・コミットメントはダッシュボードで公表 	<p>毎年度報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出実績量及びコミットメントに係る取組進捗を報告 当該実績はダッシュボードで公表
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> 初年度入会は、2026年3月3日から6月末まで 27年度以降は、入会年度の前年度7/1-入会年度6月末まで 	<ul style="list-style-type: none"> GXFL入会后、最初に到来する10月末まで 	<ul style="list-style-type: none"> 排出実績量：GXFL入会年度以降、毎年度10月末まで コミットメントに係る取組進捗：GXFL入会年度の翌年度以降、毎年度10月末まで
提出様式	<ul style="list-style-type: none"> GXFL意向確認書 	<ul style="list-style-type: none"> 排出量目標・コミットメントに関する報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 排出実績量：リーグ実績報告様式（様式5） コミットメント：準備中
関連規程・ガイドンス等	<ul style="list-style-type: none"> GXFC規約 GXFL会員規程 GXFCに関する説明会資料 	<ul style="list-style-type: none"> GXFLにおける排出量目標・コミットメントの報告に関するガイドンス（本書） 	<ul style="list-style-type: none"> 排出実績量：GXFLにおける排出実績量の報告に関するガイドンス コミットメントに係る取組進捗：準備中

GX フューチャー・リーグ会員に求める報告 | 概要

- GX フューチャー・リーグの会員となる企業（グループで入会する場合は代表企業）には、直接排出量（Scope 1）と間接排出量（Scope 2）について、「2030年度の排出量目標」（入会后10月末迄）及び「毎年度の排出量実績」（毎年度翌10月末迄）を報告いただく。
 - あわせて、会員となる企業（グループで入会する場合は代表企業）には、「自社のGX需要創出に係る取組のコミットメント」（入会后10月末迄）及び「コミットメントに対する取組状況の報告」（毎年度翌10月末迄。初年度報告不要）を報告いただく。
※グループ単位でコミットメントを提出する場合は、代表企業がグループとしての「GX需要創出に係る取組」及び「コミットメントの取組状況の報告」を提出する。
 - 2種類の報告にあたっては、本ガイダンスを参照の上、それぞれの期限までに事務局に報告いただきたい。
- ※旧TCFDコンソーシアム会員であり開示・金融WGに参加を希望する外資系企業であって、SHK制度に基づく報告・目標が困難である場合等については、例外的に上記によらず入会が認められ得る場合があるため、事務局へ個別にご相談いただきたい。

	報告内容	報告時期
排出量目標	2030年度の ・ 直接排出量目標 ・ 間接排出量目標	入会日～毎年10月末日 本ガイダンスのスコープ
排出量実績	毎年度（2025年度以降）の ・ 直接排出量実績 ・ 間接排出量実績	毎年度4月～10月末日 ※入会の年度から前年度実績を報告
コミットメント	GX需要創出に係る2つ以上の取組のコミットメント	入会日～毎年10月末日 本ガイダンスのスコープ
コミットメント取組状況	コミットメントに関する毎年度の取組状況	毎年度4月～10月末日 ※入会の翌年度から報告

GX フューチャー・リーグ会員に求める取組の報告期間



02 | 排出量目標に関するガイダンス



報告方法 ※排出量目標・コミットメント共通

■ 排出量目標・コミットメントは、事務局指定の様式に記載の上、システム※にアップロードすることで報告いただきます。

※現時点で準備中。2026年度8月頃にご案内予定です。

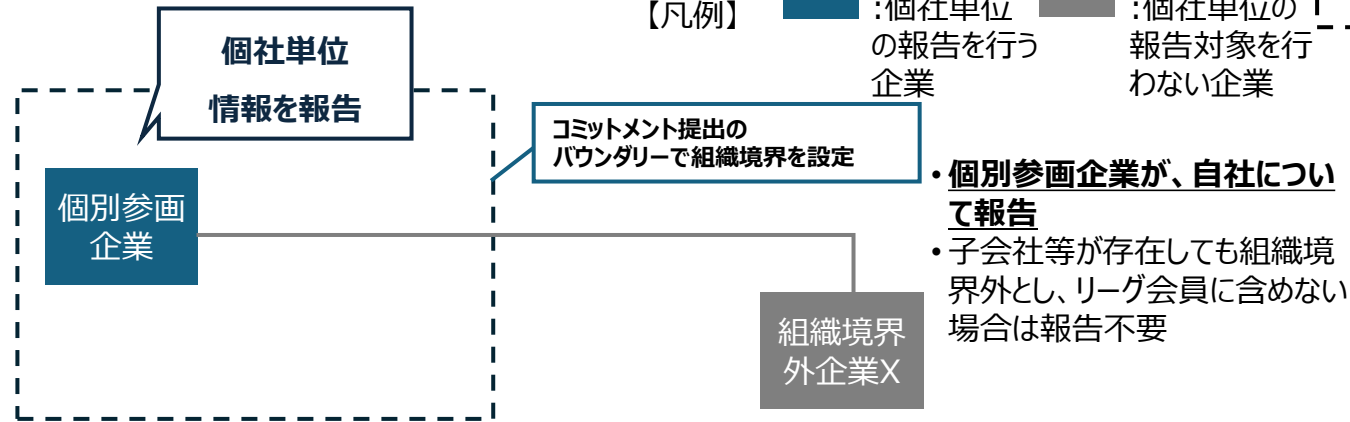
プロセス	手順概要	備考
提出様式のDL (入会企業)	<ul style="list-style-type: none">GX推進機構のWebサイトより、「排出量目標・コミットメントに関する報告書（様式4）」をダウンロード	<ul style="list-style-type: none">ダウンロードができない場合は、事務局までお問合せください。
様式の作成 (入会企業)	<ul style="list-style-type: none">企業基本情報等のほか、本ガイダンスにしたがい「排出量目標」及び「コミットメント」を入力ください。	<ul style="list-style-type: none">様式の記載方法は次頁をご参照ください。
様式の報告 (入会企業)	<ul style="list-style-type: none">GXFL入会から10月末までに、Webシステムに様式をアップロードすることで報告いただきます。	<ul style="list-style-type: none">Webアップロードシステムは2026年8月頃に構築・ご案内を予定しています。2026/4/1からシステムご用意までの間、エクセル様式を事務局にメールでお送りいただくことにより報告が可能です。その場合も、Webシステムがご用意でき次第、改めて様式をシステムにアップロードいただくことが必須となります。ご不便をおかけしますが、ご了承ください。
内容の確認・通知 (事務局)	<ul style="list-style-type: none">報告された様式を、事務局にて確認のうえ、通知を行います。	<ul style="list-style-type: none">事務局が様式の記載に問題ないことを確認でき次第、確認完了の通知をします。事務局による確認等には2か月程度の処理時間をいただく場合がございます。事務局の処理時間を加味し、時間に余裕を持った提出をお願いします。内容に不備等がある場合、メールで差戻及び修正依頼をさせていただきます。記載内容に関し、メール又はリモートのお打合せにて、内容の詳細を確認させていただく場合があります。

【参考】GX フェューチャー・リーグ会員 | 会員単位



【凡例】 ■ : 個社単位の報告を行う企業 ■ : 個社単位の報告対象を行わない企業 □ : 組織境界 ※組織境界内で目標・コミットメントを報告 □ : 代表企業

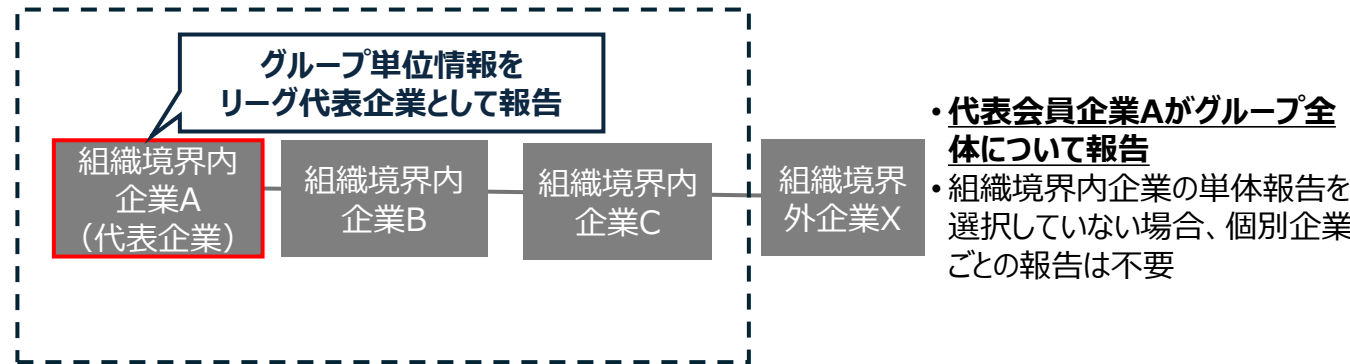
個社単位入会の場合



- 個別参画企業が、自社について報告
- 子会社等が存在しても組織境界外とし、リーグ会員に含めない場合は報告不要

• 個別参画企業が、自社に関する様式4を提出
⇒P.10記載例

個社単位報告をしない場合

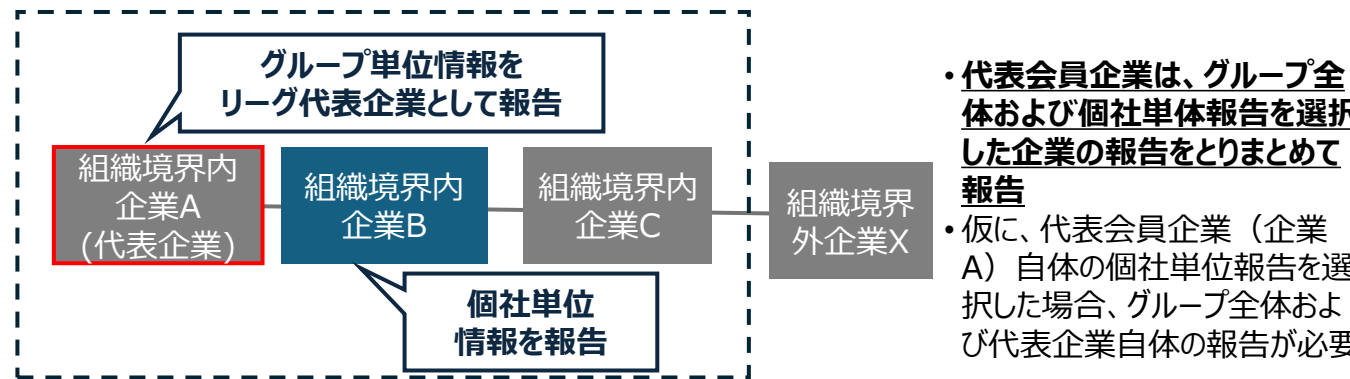


- 代表会員企業Aがグループ全体について報告
- 組織境界内企業の単体報告を選択していない場合、個別企業ごとの報告は不要

• 代表企業Aが、グループ全体に関する様式4を提出
⇒P.11記載例

グループ単位入会の場合

組織境界内企業の1社以上が個社単位報告する場合



- 代表会員企業は、グループ全体および個社単体報告を選択した企業の報告をとりまとめて報告
- 仮に、代表会員企業（企業A）自体の個社単位報告を選択した場合、グループ全体および代表企業自体の報告が必要

• 代表企業が、グループ全体に関する様式4を提出
⇒P.11記載例

• 企業Bは、自社に関する様式4をリーグ代表企業Aに提出
⇒P.12記載例

• 代表企業Aが個社単位での報告を選択した場合、代表企業A自身に関する様式4を提出
⇒P.12記載例

様式記載方法 | 排出量目標 (様式 4 前半部分) ~「個社入会 / 個社単位の目標等の報告」~

様式 4

GXフューチャー・リーグにおける 排出量目標・コミットメントに関する報告書

提出年月日	2026/3/31
法人名	株式会社GXフューチャー・リーグ
法人番号	1111111111111
代表者氏名	XXX XXXX
報告担当者氏名	YYY YYYYY
部署・役職	GX推進部・主任
メールアドレス	yyy@gxfuture.co.jp
電話番号	09011112222
リーグ代表会員企業	株式会社GXフューチャー・リーグ
法人番号	1111111111111

1. 情報の取扱い

- 本報告書の記載事項に関し、GXフューチャー・コンソーシアム事務局が、GXフューチャー・リーグの運営にあたって必要な範囲で活用することを許諾します。

2. 本報告書における排出量目標とコミットメントの報告単位

- 本報告書では、個社単位での報告を行います。
- 本報告書では、グループ単位での報告を行います。

3. 2030年度の直接・間接排出量目標 (個社単位)

- 当社はGX推進法における脱炭素成長型投資事業者に該当し、GX推進法に定める移行計画の写しを事務局に提出することで、本書による排出量目標の報告に代えます。
- 当社は以下のいずれかに該当するため、本書により排出量目標を提出します。
 - ・GX推進法における脱炭素成長型投資事業者に該当しない。
 - ・GX推進法における脱炭素成長型投資事業者に該当するが、本書により排出量目標を報告することを希望する。

直接排出量目標 50,000 t-CO2

間接排出量目標 30,000 t-CO2

- ・法人名は「法人の種類」(株式会社等)を含めて記載ください。
- ・法人の種類と名称との間にスペースは不要です。
- ・法人番号公表サイトで公表されている13桁の法人番号を入力ください。(同名別法人の番号にご注意ください。)
- ・代表権を有する方(代表取締役等)の氏名を記載ください。
- ・本提出のご担当者に関する情報を入力ください。
- ・記載事項の不備等やお伺い事項がある場合、本欄に記載のご担当者に、事務局よりご連絡をいたします。
- ・GXフューチャー・リーグにおける取組の報告を「個社単位」で提出するため、上記と同一の法人名・法人番号を入力ください。
- ・内容を確認のうえ、チェックの入力(プルダウンより選択)をお願いします。
- ・「本報告では、個社単位での報告を行います。」を選択してください。
- ・本報告書を提出する法人が、GX推進法における脱炭素成長型投資事業者(ETS対象者)に該当し、かつGX推進法に定める移行計画の写しの提出を以て排出量目標の報告に代えることを希望する場合は、上のチェックボックスにチェックを入力してください。その場合、下段の目標量の入力不要です(グレーアウトします)。
- ・ETS対象者に該当しない場合、またはETS対象者に該当するが、本様式により排出目標量を報告することを希望する場合、下のチェックボックスにチェックを入力してください。その上で、2030年度の直接・間接排出量目標をそれぞれ入力ください。

様式記載方法 | 排出量目標 (様式 4 前半部分①) ~「グループ入会/グループ単位の目標等の報告」~

様式 4

GXフューチャー・リーグにおける 排出量目標・コミットメントに関する報告書

提出年月日	2026/3/31
法人名	株式会社GXフューチャー・リーグ
法人番号	1111111111111
代表者氏名	XXX XXXX
報告担当者氏名	YYY YYYYY
部署・役職	GX推進部・主任
メールアドレス	yyy@gxfuture.co.jp
電話番号	09011112222
リーグ代表会員企業	株式会社GXフューチャー・リーグ
法人番号	1111111111111

1. 情報の取扱い

- 本報告書の記載事項に関し、GX フューチャー・コンソーシアム事務局が、GXフューチャー・リーグの運営にあたって必要な範囲で活用することを許諾します。

2. 本報告書における排出量目標とコミットメントの報告単位

- 本報告書では、個社単位での報告を行います。
- 本報告書では、グループ単位での報告を行います。

3. 2030年度の直接・間接排出量目標 (グループ単位)

- 当社はGX推進法における脱炭素成長型投資事業者に該当し、GX推進法に定める移行計画の写しを事務局に提出することで、本書による排出量目標の報告に代えます。
- 当社は以下のいずれかに該当するため、本書により排出量目標を提出します。
 - ・GX推進法における脱炭素成長型投資事業者に該当しない。
 - ・GX推進法における脱炭素成長型投資事業者に該当するが、本書により排出量目標を報告することを希望する。

直接排出量目標 50,000 t-CO₂

間接排出量目標 30,000 t-CO₂

- ・法人名は「法人の種類」(株式会社等)を含めて記載ください。
- ・法人の種類と名称との間にスペースは不要です。
- ・[法人番号公表サイト](#)で公表されている13桁の法人番号を入力ください。(同名別法人の番号にご注意ください。)

- ・代表権を有する方(代表取締役等)の氏名を記載ください。

- ・本提出のご担当者に関する情報を入力ください。

- ・記載事項の不備等やお伺い事項がある場合、本欄に記載のご担当者に、事務局よりご連絡をいたします。

- ・グループ単位での参画の場合で、当該グループ全体での排出量目標・コミットメントを報告するケースを想定しているため、
 - ・リーグ代表会員企業の法人名・法人番号を入力ください。
 - ・「グループ単位での報告を行います。」にチェックを入力ください。

- ・グループ全体の排出量目標・コミットメントを報告する場合、こちらの欄はいずれもチェックを行わないでください(デフォルトでグレーアウトしています)。

- ・直接排出量目標・間接排出量目標それぞれについて、グループ全体での値を記載してください。

様式記載方法 | 排出量目標 (様式 4 前半部分①) ~「グループ入会/ 個社単位の目標等の報告」~

様式 4

GXフューチャー・リーグにおける 排出量目標・コミットメントに関する報告書

提出年月日	2026/3/31
法人名	株式会社GXフューチャー・リーグ
法人番号	1111111111111
代表者氏名	XXX XXXX
報告担当者氏名	YYY YYYY
部署・役職	GX推進部・主任
メールアドレス	yyy@gxfuture.co.jp
電話番号	09011112222
リーグ代表会員企業 法人番号	株式会社GXフューチャーHD 222222222222

1. 情報の取扱い

- 本報告書の記載事項に関し、GXフューチャー・コンソーシアム事務局が、GXフューチャー・リーグの運営にあたって必要な範囲で活用することを許諾しま

2. 本報告書における排出量目標とコミットメントの報告単位

- 本報告書では、個社単位での報告を行います。
- 本報告書では、グループ単位での報告を行います。

3. 2030年度の直接・間接排出量目標 (個社単位)

- 当社はGX推進法における脱炭素成長型投資事業者該当し、GX推進法に定める移行計画の写しを事務局に提出することで、本書による排出量目標の報告に代えます。
- 当社は以下のいずれかに該当するため、本書により排出量目標を提出します。
 - ・GX推進法における脱炭素成長型投資事業者該当しない。
 - ・GX推進法における脱炭素成長型投資事業者該当するが、本書により排出量目標を報告することを希望する。

直接排出量目標 t-CO2

間接排出量目標 t-CO2

- ・法人名は「法人の種類」(株式会社等)を含めて記載ください。
- ・法人の種類と名称との間にスペースは不要です。
- ・[法人番号公表サイト](#)で公表されている13桁の法人番号を入力ください。(同名別法人の番号にご注意ください。)

- ・代表権を有する方(代表取締役等)の氏名を記載ください。

- ・本提出のご担当者に関する情報を入力ください。
- ・記載事項の不備等やお伺い事項がある場合、本欄に記載のご担当者に、事務局よりご連絡をいたします。

- ・グループ単位での参画の場合で、当該グループに含まれる個社の目標・コミットメントを報告するケースを想定しているため、
 - ・リーグ代表会員企業の法人名・法人番号を入力ください。
 - ・「個社単位での報告を行います。」にチェックを入力ください。

※リーグ代表会員企業が、当該代表企業自身の個社単位での報告を行うことを選択した場合、「グループ全体の報告」と「代表会員企業個社としての報告」の2つが必要となります。
※リーグ代表会員企業は、グループ内の個社の様式 4 をとりまとめて提出してください。

- ・本報告書を提出する法人が、GX推進法における脱炭素成長型投資事業者(ETS対象者)に該当し、かつGX推進法に定める移行計画の写しの提出を以て排出量目標の報告に代えることを希望する場合は、上のチェックボックスにチェックを入力してください。その場合、下段の目標量の入力不要です(グレーアウトします)。
- ・ETS対象者に該当しない場合、またはETS対象者に該当するが、本様式により排出目標量を報告することを希望する場合、下のチェックボックスにチェックを入力してください。その上で、2030年度の直接・間接排出量目標をそれぞれ入力ください

4. 直接・間接排出量目標設定の考え方

※任意記載。排出量目標に関して補足説明がある場合、記載してください。

(500文字以内・改行可)

排出量目標設定の考え方 (任意)

関連URL (任意)

- GXフューチャー・リーグにおける排出量目標の設定に関し、補足説明がある場合には、500文字以内で任意に記載が可能です。
- 本欄への入力内容について、事務局による確認・審査は行いません。
- 記載内容はダッシュボードにおいてすべて公開いたします。
(記載内容の一部または全部を非公表にすることはできません。)
- コミットメントの内容を補足する参考情報が記載されているWebページなどに関する関連URLについて記入が可能です。
※URLの記入は任意です。
※記入可能なURLは、最大2つまでです

留意点 | GX推進法に定める移行計画の提出を行う場合の取扱い

- 個社単位での報告を行う会員企業がGX推進法における「脱炭素成長型投資事業者」（以下「ETS事業者」）に該当する場合は、GX推進法に定める移行計画の写しを事務局に提出することで、排出量目標の提出（様式4）及び排出量実績の提出（様式5）に代えることができます。
- 当該会員企業がGX推進法第33条第4項の規定による「**共同届出体**」に属する事業者の場合※、GXフューチャー・リーグにおいては**以下取扱いとなります**ので、予めご承知おきください。

※共同で届出をしようとする代表事業者又は共同届出体に含まれる当該代表事業者の密接関係者

GXフューチャー・リーグにおける取扱い

【参考】GX推進法に基づく排出量取引制度における取扱い

ETS事業者 である旨の明示

- 移行計画の提出により排出量目標・排出実績量の提出を行った企業については、その旨が目標・実績値とともにダッシュボードで公表される予定です。
- これにより、排出量取引制度では共同届出体における「密接関係者」であることにより、移行計画において当該者の名称等が明示されない（ETS事業者であることが必ずしも公表されない）企業においても、**GXフューチャー・リーグのダッシュボードにおいては、ETS事業者であることが明示されます。**

- 共同届出体に属する代表事業者の密接関係者にあつては、ETS事業者であることは必ずしも公表されない

共同届出体単位 での目標・実績 の表示

- **共同届出体として移行計画で報告された目標・実績値が、個社単位での報告を行う会員企業の目標・実績値として公表**されます。
(例えば排出量取引制度においてA, B, Cの3社により共同報告体を構成する場合で、A社がGXフューチャー・リーグにおいて移行計画の提出により排出目標量・実績量の報告を行う場合、共同報告体全体での数値 (A, B, C社分の合計値) が、A社個社の目標量・実績量として表示されます。)

- 共同届出体全体での排出量目標・排出実績量を報告・公表
(個社の「内数」は報告・公表されない)

03 | コミットメントに関するガイダンス



コミットメントに関する共通事項

報告単位

- グループ代表企業は組織境界内全体「グループ単位」での取組を記載してください。
 - グループ単位は、子会社及び関連会社（議決権20%以上50%以下）を含む。
- グループ単位で入会した場合において、組織境界内に属する特定の個社による取組であっても、グループ全体に影響するグループ大での取組にあたり評価できる場合には、グループ全体のコミットメントとして取り扱うことが可能です。
 - グループ全体の取組を組織境界内における個社のコミットメントとして記載することも可能ですが、当該個社はグループのコミットメント内容を実施する必要があり、毎年度の進捗報告においても具体的な取組の記載が必要です。
- 「個社単位」で排出量目標・コミットメント等の報告を行う企業は、「個社単位」での取組を記載してください。

報告内容

- GX需要創出・資金供給について、2030年度までに向けて自社が取り組む項目の選択及びその取り組む具体的な内容をコミットメントとして記載し、事務局に報告していただきます。
 - そのため、コミットメントは「2030年度までに向けた取組予定・目標の表明」の形式で記載をお願いします。
 - 当該表明と併せて、現在実施中の取組について記載いただくことは差し支えありません。
- コミットメントの記載時点で実施済みの事項であっても、各コミットメントが定める要件を満たしていれば報告いただけます。
 - そのため、必ずしも新たな取組である必要はありません。
 - ただし、過去のある時点で取組が完了し、今後実施予定がないものを含めることはできません。
- コミットメントの記載及び報告は、日本のGX需要創出に貢献する取組である必要があります。
 - そのため、国外のみでの取組については、対象外となります。
- コミットメントとして報告いただいた内容は、ダッシュボードにて公表されます（一部情報を非公表にすることはできません）。

A-1. GX率先実行宣言の実施（1/2）

実施事項

- 政府が中長期的に支援措置をするGX製品・サービス^①の社会実装に積極的に取り組むため「GX率先実行宣言」^②を行う。

要件・補足事項（1/2）

- ① GX製品・サービスについては、以下が対象となっている。（詳細はGXFLサイト「GX率先実行宣言とは」掲載の概要資料を参照）
 - 産業競争力基盤強化商品（対象戦略分野国内生産促進税制の「産業競争力基盤強化商品に関する省令」を参照）
 - 水素社会推進法に基づく低炭素水素等（基準値等の詳細は水素社会推進法を参照）
 - GI基金支援対象技術の活用によって作られる製品（GI基金採択プロジェクトの対象技術を指し、類似技術・製品は対象外）
- 本コミットメントを報告する場合、コミットメントは1つ以上で要件を満たすこととする。
- GXFL事務局へのコミットメント提出に先立ち、GX率先実行宣言の提出を完了している必要がある。
 - 宣言の提出は、専用の事務局アドレス（gx-acceleration-declaration@nri.co.jp）までご連絡いただきたい。
 - 宣言提出への対応は通常数営業日を要する。状況によってはさらに日数をいただく可能性がある点ご留意されたい。
- ② 中間需要家・最終消費者いずれかの立場における取組の記載を必須要件としているため、対象製品の研究開発や製品製造の取組のみでは不十分である。（調達関連の取組を記載したうえで、PRとして研究開発や製品製造の取組を記載することは可能）
- 宣言の適用範囲に含められた子会社については、GXFLにおいて宣言を行ったとみなすことができる。
 - ただし、当該子会社がグループ全体での宣言内容に関する具体的な取組を実施している、または実施予定である必要がある。
 - 含める子会社等の範囲について補足説明がある場合は、宣言のひな形「6.適用範囲」の下部にて記載が可能である。
- 子会社の宣言をもってグループ単位での取組とする場合、またはグループ単位での宣言をもって個社の取組とする場合、その旨および宣言主体をコミットメントの概要欄に記載すること。

A-1. GX率先実行宣言の実施（2 / 2）

実施事項

- 政府が中長期的に支援措置をするGX製品・サービス^①の社会実装に積極的に取り組むため「GX率先実行宣言」^②を行う。

要件・補足事項（2 / 2）

その他

- ①・②の要件は、2026年6月時点でのGX率先実行宣言に係る要件をふまえて定められたものである。
- 2026年度中にGX率先実行宣言の見直しが予定されている。（詳細は「GX需要創出に向けた研究会」を参照）
- 見直し後のGX率先実行宣言の運用開始以降においても、GXFLにおけるA-1.のコミットメントは、現行の宣言が有効とみなされる予定。（GX需要創出に向けた研究会の議論を踏まえてアップデートを想定）

コミットメントの例

- 「グリーンスチール」について、ゴールドグレードで以下の内容のGX率先実行宣言を提出済みである。
 - 2030年度までに、自社が新築する住宅に使用する鋼材のうち、●%をグリーンスチールに切り替える。
- 「低炭素水素」について、ゴールドグレードで以下の内容のGX率先実行宣言を提出済みである。
 - 2030年度までに、自社製造プロセスにおける燃料の●%を低炭素水素に転換し、年間●万t-CO₂の削減に貢献する。
- 「次世代型太陽電池」について、ブロンズグレードで以下の内容のGX率先実行宣言を提出済みである。
 - 2030年度までに、自社所有建物の壁面・屋根等にペロブスカイト太陽電池を導入し、関連メーカーから積極的に調達する。

A-2. GX製品又はサービスの積極的調達又は販売

実施事項

- (現在検討中のため、選択不可)

要件・補足事項

- 本コミットメントについては、「GX製品又はサービス」の対象範囲等を検討中のため、現在選択不可となっている。
- コミットメント要件の確定時期は未定であるため、2026年10月末までのコミットメント提出に際しては、別項目の選択をご検討されたい。

コミットメントの例

- -

A-3. 調達に関するアライアンスの組成又は参画

実施事項

- **GX率先実行宣言の対象製品**^①需要を立ち上げるための**アライアンス**^②等の枠組みを立ち上げる、又は枠組みに参加する。

要件・補足事項

- | | |
|---|--|
| ① | <ul style="list-style-type: none">•GX率先実行宣言の対象製品の調達に関する枠組みとし、詳細についてはA-1を合わせて確認すること。 |
| | <ul style="list-style-type: none">•アライアンスとは、共同調達や調達宣言を通じて、GX需要創出に取り組む企業連合とする。•当該アライアンスにおいては、共同調達や調達宣言を「主目的」としていることが求められる。 |
| ② | <ul style="list-style-type: none">•調達に関しては、単に宣言をするだけにとどまらず、実際に調達にコミットメントすることを義務付けるような取り組みが求められる。•アライアンス等の枠組みを立ち上げる計画がある場合には、事務局に対して、そのことがわかる資料を提出いただく可能性がある。•組成や参加するアライアンス等は、業種横断的な企業で構成されることが好ましいが、特定業種によるものも要件を満たすこととする。 |

コミットメントの例

- SAFについての需要創出を目的とした、SAFの利用を促進するアライアンスへ参画する。

B-1. GXに係るコスト負担に関する合意（1/2）

実施事項

- サプライチェーンにおけるGXへの対応により通常品・サービスと比較したコスト上昇分^①に関して、サプライヤー企業^②とコスト負担の分担^③について合意を行う^④。

要件・補足事項（1/2）

- ① 「GXへの対応」は、主に省エネ設備の導入や燃料転換、低炭素原材料への切換え等製造プロセスにおける取組を想定している。
① 「通常品・サービスと比較したコスト上昇分」を明確化するため、既存サプライチェーン（サプライヤー）で調達していた製品・サービス等を、脱炭素製品・サービスに切り替えることが求められる。
① 合意を行う相手方は、自社のサプライヤー企業（自社のグループ会社は除く）とする。
 - 新規サプライヤーへの切替えについては、ベースラインとなる製品・サービスが存在しないため、原則として対象外とする。
 - サプライヤー側で製品・サービスの製造等について「GXへの対応」が行われており、排出量削減が認められる場合は、必ずしも従来と異なる新規の製品・サービスである必要はない。
- ② 自社に対して製品・サービスを提供する企業を指す（自社が製品・サービスを提供する、サプライチェーンの下流企業は対象外）。
② 合意を行う相手方は、自社のサプライヤー企業（自社のグループ会社は除く）とする。
 - グループ会社は、親会社、子会社、関連会社（議決権を20%以上50%以下を直接または間接的に保有する会社）を含む。
- ③ 両者によるコストの負担割合について、具体的な水準の要件は設けないが、少なくとも公正取引委員会が定める「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」で求められる内容・水準を満たすこと。
- ④ 合意にあたっては、サプライヤー企業と連名で書面による合意を行うこと。
（当該合意書について事務局への提出は必須としないが、確認のため任意・可能な範囲で提出をお願いする場合がある。）

B-1. GXに係るコスト負担に関する合意（2/2）

実施事項

- サプライチェーンにおけるGXへの対応により通常品・サービスと比較したコスト上昇分^①に関して、サプライヤー企業^②とコスト負担の分担^③について合意を行う^④。

要件・補足事項（2/2）

その他 ・GX製品・サービスの中間需要家（調達した製品を自社取引先に販売等する場合）においても、①-④を満たす限りは対象となる。

コミットメントの例

- 主要サプライヤーと連携し、GX対応（省エネ設備導入、燃料転換、低炭素原材料への切替え等）に伴うコスト上昇分について、単価改定や長期契約の見直し等を行い、コスト負担の分担に関する合意書等を締結する。

B-2. キャパシティ・ビルディング支援、人的支援又は技術支援

実施事項

- サプライヤー等^①に対し、排出削減に係る知見の提供や排出削減に向けた伴走支援などのエンゲージメント又は技術支援^②を行う。

要件・補足事項

- ①
 - 支援対象は、必ず自社のグループ会社以外を含む、自社のサプライチェーン上の企業であることが求められる。
 - 金融機関等においては「投融資先」を含む。
 - 支援対象は、中小企業基本法の定義に則る中小企業であることが望ましい。
- ②
 - サプライチェーン全体での排出削減の推進を目的としているため、サプライヤー等の排出量削減を支援する取組が含まれる必要がある。
 - 本支援を通常事業として実施している又は有償提供している場合、単なる自社製品・サービスの紹介等である場合は対象外とする。
 - 支援回数や社数は問わないが、一度限りの勉強会や担当者の意見交換等、継続性・実効性が認められない取組は対象外とする。
 - 本コミットメントにおける「支援等」は下記コミットメント例に限られないため、該否については事務局まで前広にご相談されたい。

コミットメントの例

- 主要サプライヤー企業10社に対しGHG排出量算定・排出削減を実施してきた専門人材を派遣し、排出量算定業務を自立して運用できる体制の構築を支援する。
- サプライヤー企業に対し、GHG排出量算定ツールを無償で提供する。
- サプライヤー企業の削減目標設定を支援するため、目標設定の手順を解説する勉強会を年●回実施する。

B-3. 設備投資支援

実施事項

- 中小企業を中心とする**サプライヤー等**^①の**排出削減に係る設備**^②導入への**支援**^③を行う。

要件・補足事項

- | | |
|---|---|
| ① | <ul style="list-style-type: none">• 支援対象は、必ず自社のグループ会社以外を含む、自社のサプライチェーン上の企業であることが求められる。• 支援対象は、中小企業基本法の定義に則る中小企業であることが望ましい。 |
| ② | <ul style="list-style-type: none">• 省エネ、燃料転換等の設備や、GHG排出量算定ツール等のソフトウェアのことを指す。• 排出量削減に資する又は算定・削減等に必要となる設備（ソフトウェアも含む）であることが求められる。 |
| ③ | <ul style="list-style-type: none">• 設備入れ替えに関する金銭的支援及び助言、サプライヤー等の設備投資支援を金融機関から受けるための支援を行うことを指す。• 金融機関による設備投資に係る投融資は対象外とする。• 設備投資支援の金額・割合に基準は設けていない。• 設備投資支援に関するものであれば、金銭的な支援に限らず融資に対する助言やプロセス診断等も対象となる。 |

コミットメントの例

- サプライヤーの排出削減に係る設備への投資を金銭面から支援する。
- サプライヤーの製品製造プロセスを診断し、適切な設備への入替えを助言、支援する。
- サプライヤーが設備投資に係る政府の補助金や金融機関の融資を受けるための支援を行う。

B-4. 排出削減に取り組むサプライヤーの積極評価

実施事項

- 排出削減に取り組むサプライヤー^①に対する表彰等の評価^②を行う。

要件・補足事項

- ①
 - 評価対象は、必ず自社のグループ会社以外を含む自社のサプライヤーであることが求められる。
 - 評価対象は、中小企業基本法の定義に則る中小企業であることが望ましい。
 - 自社に対して製品・サービスを提供する企業を指す（自社が製品・サービスを提供する、サプライチェーンの下流企業は対象外）。
 - 二次・三次サプライヤーについては、報告企業との取引関係が説明可能であることを要件とする。
- ②
 - 排出削減に取り組むサプライヤーに対して何等かのインセンティブを伴う仕組や枠組を設けること。
 - グループ会社のみを対象とする表彰の枠組みは対象外とする。
 - 評価形式は表彰に限定されないが、優良事例の公表や調達上の優遇等の結果に基づくインセンティブを定める必要がある。
 - 評価対象となるサプライヤーの公表は必須ではないが、評価の仕組みについては具体的に記載する必要がある。
 - 評価対象となるサプライヤー数に基準は設けていないが、評価の枠組みとして機能していると認められない場合は対象外とする。
 - 評価結果に基づくインセンティブは、表彰・優良事例としての外部公表・取引条件上の優遇・報告企業との共同PR機会の提供など、評価対象サプライヤーにとって明確なメリットがあるものを想定している。

コミットメントの例

- 排出量削減に取り組む中小企業サプライヤーのGXへの積極的な取組を評価し、評価の高いサプライヤーに対して表彰を行う。
 - 年までに、サプライヤー評価の項目に「GHG排出削減の取組状況（算定・目標設定・設備投資等）」を組み込む。
 - 上記の評価項目において一定水準以上の取組が確認できた中小企業サプライヤーに対して表彰を行い、サプライヤーに対して優良事例として公表する。

B-5. CFPの算定、Scope 3の算定又はScope 3排出量の目標設定

実施事項

- サプライチェーンの企業と連携し、自社製品の**CFPの算定**^①、**自社のScope 3排出量の算定**^②又はScope 3排出量の目標設定を行う。

要件・補足事項

全体

- CFP又はScope 3の算定を行うこと（CFP・Scope 3ともに、排出量目標の設定は任意）。
- CFPとScope 3双方の算定結果を報告することは妨げない（2つとも報告した場合であっても、コミットメントは1つとカウントする）。

①

- CFPに関し、算定を実施した製品名を事務局に報告すること（算定結果の報告（及び公表）は任意）。
- CFP算定は、業界で定められたガイドラインがあればそれに則り、ない場合は経済産業省及び環境省が定めた「カーボンフットプリントガイドライン（別冊）CFP実践ガイド」に則ること。

②

- Scope 3の算定方法は、GHGプロトコルに則ること。
- Scope 3の算定カテゴリについては、排出量の多寡等に応じ任意の選択を可能とする（全てのカテゴリを算定する必要はない）。
- コミットメントの報告を行う企業単位でScope 3の算定・削減計画の策定を行っている場合も、要件を満たすこととする。

コミットメントの例

- 2030年度までに、主要製品のXXとYYに係るCFPをカーボンフットプリントガイドラインに準拠して算定する。
- Scope 3の主要カテゴリ●及び●の排出量について、2030年までに●年比で●%削減する。
- 製造および調達に起因するScope 3排出を2030年までに基準年比で●%削減する目標を設定

C-1. サステナブルファイナンス等の実施

実施事項

- トランジションファイナンス等のサステナブルファイナンス^①の実践やSDGs債の組成・引き受けなどを通じ、2050CNへの野心的な排出量削減に取り組む企業等を支援する。

要件・補足事項

全体 ・本コミットメントは、金融機関による取組を記載できる。

・事業会社における、「サステナブルファイナンスによる資金調達」は対象外とする。

・以下の2点を満たすサステナブルファイナンスを要件とする。

- ①
- ファイナンスの対象は企業や自治体を想定する（CT国債の購入は、C-3の要件のみを満たす）。
 - 投融資の対象となるファイナンスの資金使途およびKPI/SPTに脱炭素に資する内容が含まれていることが求められる。
- ・ICMA、LMA等の国際的な標準に沿ったものであることが望ましいが、各社独自商品等も含めて構わない。

コミットメントの例

- サステナブルファイナンスについて、●年から2030年までの累計実行額を●兆円（うち、環境分野は●兆円）とする。
- 投融資によるポジティブ・インパクトの創出について、●年までにGHG排出削減貢献量●tを目標とする。
- 脱炭素に貢献するサステナブルファンド等を組成している。

C-2. 金融機関等の支援機関によるエンゲージメントの実施

実施事項

- 投融資先企業と定期的に対話（エンゲージメント^①）を行い、GXの取組や計画の強化を働きかける。

要件・補足事項

全体 •本コミットメントは、金融機関による取組を記載できる。

- ① •対話は単発ではなく継続的に実施し、その後も金融機関として投融資先企業の取組をフォローアップをすることが望ましい。

コミットメントの例

- 主要な融資先・投資先企業に対して、少なくとも年1回、経営層を含むエンゲージメントミーティングを実施し、Scope 1～3排出量の把握状況やGX投資計画、サプライチェーン全体での排出削減方針等について対話を行う。
- 必要に応じて排出削減目標や移行計画の高度化、サプライヤー支援の強化等を提案し、GXの取組強化を働きかける。

C-3. クライメート・トランジション利付国債の購入

実施事項

- クライメート・トランジション利付国債（CT国債）を購入する。または入札へ参加^①する。

要件・補足事項

- | | |
|----|--|
| 全体 | <ul style="list-style-type: none">•本コミットメントは金融機関以外も選択できる。•金融機関は、現時点で購入・入札の実績を伴わない場合でも、2030年度までに購入・入札の計画があり、実施される限りにおいては、要件を満たすこととする。 |
| ① | <ul style="list-style-type: none">•2030年度までにCT国債を購入すること。<ul style="list-style-type: none">- CT国債の購入金額に係る要件は、設けない。- CT国債の購入の事実をもってコミットメント要件を満たすため、本コミットメントは、購入後の国債の売却を制限するものではない。- CT国債の購入に関しては、一次取得のみでなく二次取得（セカンダリ）も対象とする。•CT国債を対象としており、地方自治体や民間企業が発行する「トランジションボンド」や「グリーンボンド」の購入は想定していない。•CT国債の購入に係るエビデンスの提出は任意とする。<ul style="list-style-type: none">- 購入金額の開示や投資表明のリリース等の公表等、購入に係る具体的な取組は、コミットメントの必須要件には該当しない。- 毎年度の進捗報告は、公表可能な情報を報告いただくことを想定しており、具体的な購入金額の開示を求めるものではない。 |

コミットメントの例

- 自社の投資方針の中にCT国債についても方針や目標を作り、●年までにCT国債を購入する。
 - 購入した時に投資表明のリリース等を公表する。
 - サステナビリティレポート等において、CT国債の購入実績やポートフォリオに占める割合等をGX投資支援への貢献として開示する。



GX Future リーグにおける 排出量目標・コミットメントに関する報告書

様式4

（前半部分略）

5-1. GX需要創出への取組に関するコミットメント（取組の種類）

以下のうち、2つ以上の取組※にチェックを入れてください。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> | A-1. GX率先実行宣言の実施 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | A-2. GX製品又はサービスの積極的な調達又は販売 |
| <input type="checkbox"/> | A-3. 調達に関するアライアンス等の発起又は参画 |
| <input type="checkbox"/> | B-1. GXに係るコスト負担に関する合意 |
| <input type="checkbox"/> | B-2. キャパシティ・ビルディング支援、人的支援又は技術支援 |
| <input type="checkbox"/> | B-3. 設備投資支援 |
| <input type="checkbox"/> | B-4. 削減に取り組むサプライヤーの積極評価 |
| <input type="checkbox"/> | B-5. CFPの算定、Scope 3の算定又はScope 3排出量の目標設定 |
| <input type="checkbox"/> | C-1. サステナブルファイナンス等の実施 |
| <input type="checkbox"/> | C-2. 金融機関等の支援機関によるエンゲージメントの実施 |
| <input type="checkbox"/> | C-3. クライメート・トランジション利付国債の購入 |

※「A-1. GX率先実行宣言の実施」を選択した場合は、1つ以上の取組

- 2030年度までに企業が行う「GX需要創出への取組」に関するコミットメントについて、「A-1」から「C-3」までの11の項目から2つ以上を選択ください。
 - ※「A-1. GX率先実行宣言の実施」を選択した場合、1つ以上の取組で上記条件（2つ以上を選択）を充足したものとします。
 - ※「A-2. GX製品またはサービスの積極的な調達又は販売」については、2026年6月現在で詳細な要件が未定ですので、選択いただけません。
- 「C-1」及び「C-2」は、金融機関による選択・記載を前提としています。
 - ※それ以外は、すべての企業で選択・記載可能です。
- 本欄で選択いただいた項目について、「5-2. 具体的な取組」が記載可能となります。
 - ※5-2の記載方法については、次頁でご説明いたします。



5-2. GX需要創出への取組に関するコミットメント（具体的な取組）

5-1で選択したコミットメントに関して、具体的な取組内容を記載してください。

（500文字以内・改行可）

A-1. GX率先実行宣言の実施

具体的な取組内容（必須）

関連URL（任意）

- 本ガイダンスの内容を踏まえて、コミットメントの内容を、500文字以内で記載ください（改行可）
- コミットメントは「2030年度までに向けた取組予定・目標の表明」の形式で記載をお願いします（当該表明と併せて、現在実施中の取組について記載いただくことは差し支えありません）。
※記入は必須です。
最低文字数の制限はありませんが、事務局による確認を行うとともに、記載内容はダッシュボードにおいて公開をしますので、具体的な内容を記載ください。
- コミットメントの内容を補足する参考情報が記載されているWebページなどに関する関連URLについて記入が可能です
※URLの記入は任意です。
※記入可能なURLは、最大2つまでです

6. その他GX需要創出に関する取組 (上記に該当しないもの)

※記載任意。A-1~C-3までに該当しない各社のGX需要創出に向けた取組があれば、記載してください。(500文字以内・改行可)

具体的な取組内容 (任意)

関連URL (任意)

- 5-1及び5-2に記載いただいた事項のほかに、各社で取り組んでいる「GX需要創出に向けた取組」がある場合、その内容を500文字以内で記載ください(改行可)。
- 500文字以内・関連URL 2 つまででしたら、複数の取組を記載いただいても問題ありません。
- 本記載は、GXフューチャー・リーグ入会要件 (GX需要創出に向けた取組のコミットメント) とは別途、任意に記載いただくものとなります (すなわち、本欄への記載は要件の充足と関係いたしません)。
- 本欄への入力内容について、事務局による確認・審査は行いません。
- 記載内容はダッシュボードにおいてすべて公開いたします。(記載内容の一部または全部を非公表にすることはできません。)
- コミットメントの内容を補足する参考情報が記載されているWebページなどに関する関連URLについて記入が可能です。
※URLの記入は任意です。
※記入可能なURLは、最大 2 つまでです

04 | FAQ



質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> 排出量目標やコミットメントを設定する際、強度・程度の基準はあるのか。 	<p>ガイダンス及び本QAでご案内する事項のほか、強度等の基準はありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> コミットメントに期限の設定は必須か。 	<p>2030年度までを期限とするコミットメントをお願いいたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 事業環境の変化等により、入会時に選択・提出したコミットメントを変更・取下げすることは可能か。 	<p>2030年度に向けたGX需要創出・資金供給の取組を促す観点から、原則として一度選択・提出したコミットメントを変更・取下げすることはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、外部市場環境の変化や技術の進展等に伴い、やむを得ない状況変化がある場合においては、事務局と協議の上修正を行える可能性があります。その場合、事前に事務局までご相談をお願いします。 なお、コミットメントの追加については年次で受け付ける予定です。
<ul style="list-style-type: none"> コミットメントの進捗（達成度）が遅れている/未達であることによるペナルティはあるか。 	<p>コミットメントの進捗等に応じたペナルティなどの取扱いは想定していません。</p> <p>なお、コミットメントの進捗は公表されます。事務局の求めに応じてコミットメントに関する取組状況の報告を行っていただけない場合には、会員資格を失う可能性があります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> コミットメントについて、毎年必ず目標を達成しなければならないか。 	<p>2030年度に向けた取組のコミットメントであるため、毎年の報告時点で必ずしも達成している必要はありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 当社はXX業に属し、YY事業を行っているが、選択が推奨されるコミットメントの類型はあるか。 	<p>事務局として、業種や事業内容等に応じて特定のコミットメントを推奨することはございません。各社にてご検討・設定をお願いします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> グループ単位で入会する場合、グループ単位のものと同社のもので違うコミットメントを選択することは可能か。 	<p>可能です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> コミットメントに関する毎年度の取組み状況は、どの程度詳細に報告・公表する必要があるか。 	<p>コミットメントに関する進捗の報告については、追って様式・ガイダンスを公表予定です。ご案内までお待ちください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> コミットメントについて、定量的な目標の記載が難しい場合、定性的な目標のみを記載することは可能か。 	<p>必ずしも定量的な目標を求めないものもございます。各コミットメントの要件についてはガイダンスをご参照ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 今後コミットメントの類型を追加する予定はあるか。 XXという取組もコミットメントの一つとすべきではないか。 	<p>現時点で、提示している類型（A-1～C-3）の他に、新たにコミットメントの類型を追加する予定はありません。各社のGX需要創出等の取組状況を踏まえ、必要に応じて検討いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 2025年12月に実施された次期GXL説明会資料内の12頁 参画要件②様式例の【排出量情報の開示】、【排出量算定の第三者認証の実施】についてはコミットメントから除外されたのか。 	<p>分割して記載されていたコミットメントを、「B-2. キャパシティ・ビルディング支援・人的支援・技術支援」に集約したことによる変更となります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 当社は金融機関だが、「C)ファイナンス面の取組み」以外からの2つの選択でも問題ないか。 	<p>「C)ファイナンス面の取組み」以外からでも2つ選択いただけます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 各取組のエビデンス（例：Scope3算定結果、アライアンス証明等）は進捗報告時に提出が必要か。 	<p>現時点で、すべての企業に対しエビデンスの提出を求める予定はありません。ただし、報告いただいた内容の確認等のため、個別に提出をお願いする可能性もあります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> コミットメントが要件に合致するか否かについて、個別に相談することは可能か。 	<p>可能です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 提出したコミットメントが要件を満たさない場合の修正対応にはどの程度の期間を見込めばよいか。 	<p>提出いただいた内容によりませんが、最大で1か月程度を想定しています。</p>



質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> GX率先実行宣言は、入会申請の時点で宣言を行う必要があるか。 いつまでに宣言を完了する必要があるか。 2026年10月時点では宣言を行う計画を提出し、11月以降に宣言を行うことも可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> 意向確認書の提出までに宣言いただく必要はありません。 2026年度入会企業は、2026年10月末日までに宣言を行う必要があります。（「宣言を今後行うことのコミットメント」は認められません。）
<ul style="list-style-type: none"> GX率先実行宣言でブロンズグレードでの宣言を行っている場合でも、コミットメントA-1の要件を満たすか（コンソーシアム入会要件を満たすか） 宣言のタイミングで対象製品に関する数値目標のコミットは不要か。 	<ul style="list-style-type: none"> 数値目標の有無等により、宣言のグレード（ブロンズ/シルバー/ゴールド）が異なります。詳細はGX率先実行宣言の概要をご確認ください。 なお、GXFL入会要件であるコミットメントにおいて宣言のグレードは問いません。
<ul style="list-style-type: none"> 様式4によるコミットメントの提出とは別途、「GX率先実行宣言ひな形」（Excelファイル）の提出が必要か。 GX実行宣言は公表されるか。 	<p>GX率先実行宣言の実施には、当該宣言の詳細（エクセルひな形）を記載し事務局に提出することが必要となります。</p> <p>そのうえで、様式4には「〇〇製品に関し、XXグレードでGX率先実行宣言を実施」等と記載ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 実施したGX実行宣言はWebサイト等で公表されるか。 	<p>GX推進機構のWebサイトで公表されます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> グループ単位で入会した場合、親会社の子会社を含めた宣言をすでに行っている場合に当該子会社も宣言を行っているものとみなすことができるとのことだが、逆に子会社独自でGX率先実行宣言を実施した場合、「需要創出に係るコミットメント」として個社単位で報告することは可能か。 	<p>親会社がGX率先実行宣言を行い組織境界に当該子会社を含む場合及び子会社がGX率先実行宣言を行う場合のいずれかに該当するときには、当該子会社がGX率先実行宣言を実施したものと報告いただけます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> グループ単位で参加した場合、親会社の子会社を含めた宣言をすでに行っている場合に当該子会社も宣言を行っているものとみなすことができるとのことだが、親会社がGX率先実行宣言の実施をコミットメントとする場合、子会社のコミットメントは「親会社が宣言を提出する」という内容で良いのか。 	<p>親会社がGX率先実行宣言を行い組織境界に当該子会社を含む場合には、当該子会社がGX率先実行宣言を実施したものと報告いただけます。親会社と子会社で同一の内容を記載ください。</p> <p>ただし、当該子会社においても親会社が宣言した内容に関する具体的な取組を行っていることが必要となります（毎年度の進捗報告の際は、子会社単位での取組事項についてご報告をいただきます。）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 親会社の子会社を含めて宣言済みの場合、「宣言済みとみなす子会社」の範囲はどこまでか。 	<p>GX率先実行宣言で適用範囲を「子会社」とした場合、子会社の範囲に関して補足がある場合は、補足説明が可能となっています。宣言における子会社の範囲については、当該説明に依るものといたします。</p> <p>（本補足説明のために宣言を修正したい場合、事務局までご連絡ください。）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 宣言済のGX率先実行宣言の適用範囲を修正する場合（個社単位よりグループ企業含めへの修正）、どの程度修正に時間を要するか。その際、再度審査が行われるのか。 	<p>すでに宣言を実施済みの取組に関し、適用範囲のみを修正する場合、多くのお時間はいただかない見込みです。</p> <p>お手数ですが、GX率先実行宣言の窓口（gx-league_rule_gxpd@nri.co.jp）までお問合せください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 宣言済のGX率先実行宣言について、適用範囲が“自社単体”（GXFLにおけるグループ代表企業）と明記されているものの、実際の取組をグループ全体で取り組んでいる場合、GXFLのコミットメント選択において、グループ関係会社がこのGX率先実行宣言を用いることは可能か。 	<p>適用範囲を「自社単体」として宣言している場合、当該宣言を行った企業がGXFLにおけるグループ代表企業であっても、組織境界内の子会社等が宣言を行ったものとは取扱われませんが、宣言の再提出等により、宣言を子会社を含むグループ単位のものに修正することは可能です。</p> <p>なお、当年度にGXフューチャー・リーグ会員となることを希望する場合は、10月末を宣言の再提出の期限といたします。</p>



質問

- 「A-2. GX製品又はサービスの積極的調達又は販売」は「検討中のため選択不可」となっているが、要件詳細はいつ頃公開される予定なのか。
 - 本要件の「GX製品またはサービス」にXXという製品は含まれるか。
 - 「A-1. GX率先実行宣言」におけるGX製品との違いは何か。
 - 2026年度入会期限までに要件は明らかになるか。
-
- アライアンスで調達する対象となる製品・サービスは、どのように定義されるか。
-
- コミットメントA-3で、どのアライアンスが該当するか事前に事務局にご確認することは可能か。

回答

- 「A-2」については、恐れ入りますが、現時点では本コミットメントを提出いただけません。
 - ご案内の時期も現時点で未定です。
 - 2026年度の入会・コミットメントの提出に際しては、別の項目でのコミットメントをご検討いただきますようお願い申し上げます。
-
- GX率先実行宣言の対象製品・技術が対象となります。
-
- 提出前に、事前に事務局にご相談いただくことは可能です。

FAQ | コミットメント | B全体, B-1, B-2, B-3, B-4

質問	回答
<ul style="list-style-type: none">• 類型Bにおける「中小企業」の定義は何か。	「B. サプライヤーとの協業」における中小企業の定義は、中小企業基本法に基づく中小企業とします。
<ul style="list-style-type: none">• サプライヤーとの合意書を電子的な文書（電子署名・電子契約等）により締結した場合、要件である「書面による合意」に該当するか。	電子署名による合意でも問題ありません。
<ul style="list-style-type: none">• 合意の頻度について、価格改定等を年1回、または2年に1回程度行うケースでも、コスト上昇分についてサプライヤーと合意していれば、本コミットメントの要件を満たすと解してよいか。	サプライヤーと書面による合意を行っていれば、頻度は問いません。
<ul style="list-style-type: none">• コスト増となった分全額を転嫁しなければコミットメントの要件を満たさないか（一部転嫁では不可か）。	公正取引委員会が公表する「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿うものであれば問題ありません。
<ul style="list-style-type: none">• 無償でのキャパシティ・ビルディング支援や技術支援等について、自社サプライヤーのみを対象とした取組である必要があるか。	自社サプライヤー等が含まれば、必ずしも自社サプライヤー等のみを対象とした取組でなくても問題ありません。
<ul style="list-style-type: none">• サプライヤーに対して知見・技術提供を行う姿勢は示しているものの、サプライヤーから支援の要請がない場合、本要件を満たすか。 （排出削減の知見を得るには、自社の製造プロセスやコスト構造に関わる情報を開示する必要があり、サプライヤーにとっては値下げ要請につながる懸念が強く、現実的には情報提供が難しいと考えている。）	コミットメントを行う段階では、必ずしも提供実績は必要ありません。 ただし、毎年度実施いただくコミットメントの進捗報告においては、公表可能な範囲で支援実績を報告いただきます。
<ul style="list-style-type: none">• サプライヤーと合意を行ったことに係る証憑の提出は必要か。	証憑の提出は不要です。 なお、コミットメントとその取組の進捗はダッシュボードで公表されます。
<ul style="list-style-type: none">• GHG削減等のプロセス診断し助言した場合においても、設備投資の最終判断は他社となる。 このように、設備投資に至らない場合でもよいか。	サプライヤーの製品製造プロセスを診断し、適切な設備への入替えを助言、支援する場合も、本要件を満たします。
<ul style="list-style-type: none">• 当社はリース事業を営んでいる。サプライヤーと連携し、エンドユーザーに排出削減に係る設備への投資をバンダリースすることはコミットメント要件を満たすか。	自社サプライヤーに対する設備投資支援が対象となりますが、リース事業を対象としても構いません。 なお、設備投資における設備の取得・利用方法は、購入・リース等形態を問いません。



質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> Scope 3 の算定について、当社では連結グループ（当社単体及び連結子会社）を対象に算定し、第三者保証も取得のうえ開示している。この場合、連結グループでのScope 3の算定により、当社単体として「Scope3の算定」のコミットメントを満たすものとして取り扱われるか。 	<p>ご質問のケースにおいては、Scppe3の算定に係るコミットメントを満たします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> CFP又はScope3の算定にあたり、「サプライチェーンの企業との連携」は必須事項か。又は自社内のデータだけで算定することも可能か。 サプライチェーンからの一次情報が必要な場合、グループ会社も「サプライチェーンの企業」に該当するか。 	<p>CFP算定は業界で定められたガイドライン又は「カーボンフットプリントガイドライン（別冊）CFP実践ガイド」に、Scope3算定はGHGプロトコルに則ってください。その際、サプライチェーン企業との連携による一次情報を取得・活用することが望ましいと考えております（必須ではありません）。その場合の「サプライチェーン企業」には、自社のグループ企業も含まれます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> サプライヤーは国内企業（外資系を含む）のみが対象か。 	<p>Scope3/CFP算定については、海外のサプライヤーの排出量も計上いただいて問題ございません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 「CFPに関し、算定を実施した製品名を事務局に報告すること」とあるが、様式4による報告とは別に報告し公開されないとの理解でよいか。守秘性の高い情報であり、また算定して顧客に提供するCFPデータ数が多いため様式4による報告には適さないが、様式4では製品数などの概要を報告することを想定している。 	<p>様式4ではCFP算定を行う製品名の記載は任意となります。一方で、取組実績の報告時には、CFP算定を行った製品名の記載が必須となります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> CFP算定の必要製品数はあるか。 	<p>必要製品数についての指定はありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> CFP・Scope3の算定に対して第三者認証は必要か。 	<p>第三者認証についての指定はありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> CFP算定はEPD発行でも代用可能か。 	<p>EPDのうち、CFP算定に係る情報を様式に明記できる場合、コミットメントの1つとして提出することは可能です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 個社EPD/CFPでなく、業界団体にデータを提供したうえで業界代表EPD/CFPを公表することでもコミットしたこととみなせるか。 	<p>CFP・EPDは業界代表値でなく、個社の特定製品について算定することが必要となります。</p>



質問

- 事業会社によるサプライヤーエンゲージメントの活動は認められるか。
- CT国債を購入済みの場合、2030年度までに追加購入がなくても、コミットメント及び取組状況の報告を行うことは可能か。

回答

投融資先を対象としたエンゲージメントを対象とするため、認められません。「B-2. キャパシティ・ビルディング支援、人的支援又は技術支援」、「B-3. 設備投資支援」等から、要件を満たす取組をご選択ください。

将来的にCT国債の購入予定がない企業でも、過去に購入したCT国債をコミットメントの提出時点で継続して保有している場合には、コミットメントとすることが可能です。

FAQ | 【参考】GXFL会員の権利・義務・メリット・要件（1/4）



質問

- GXFLへ入会するメリットについて教えてほしい
- ①個社コミット/目標を設定した企業には補助金の枠が与えられる（どの補助金の枠組か）、
②各WG（運営主体、参加企業提案）への参加ができる、の2点が含まれる認識で間違いはないか。

回答

GXFLは、GX需要創出に向けて意欲的に取り組む企業の枠組みであり、予算を活用するための手段では無いことについてご理解ください。今後、カーボンニュートラルの実現に向けて、国全体で官民一体となって取り組むべきGX投資とそれによって供給されるGX製品・サービスの需要を創出することが必要となりますので、排出量の多寡を問わず、GXに賛同し、需要創出に積極的に取り組む企業がGXFLの参加企業の皆様であると位置づけております。

そのため、GX予算の活用の有無に関わらず、GX需要創出に向けた活動を実施いただける企業に参画いただきたいと考えておりますが、GX予算の性格に鑑みて、そういった企業にこそ支援が行われるべき、という考えの下、支援策の検討も進めてまいります。

その上で、GXFLへの入会には以下のようなメリットがあると考えております。

- GXフューチャー・リーグに設置されるWGの設置提案及び設置されたWGへの参加
- GX需要創出を推進する企業との交流・連携
- GX関連予算の補助金や委託事業における要件の充足

- GXFLとGX-ETSの関係についてご説明いただきたい。

排出量取引制度の導入をきっかけに、GX投資やGXに資する取組を通じた革新的な技術により生み出されるGX製品・サービスの創出が進んでいくことが期待されます。

排出量取引制度の下でGX投資が促進され、サプライチェーンの上流でGX製品・サービスの創出が進んでいくことが見込まれる中で、GX需要創出に向けては、BtoBの経済活動におけるGX製品・サービスの調達と、最終消費者の選択の双方の取組が不可欠になります。

そのため、GX投資を行う事業者の予見性を高め、リスクを軽減していくためにGX需要創出に取り組むことを目的に、GXFLを創設し、業種・業態・排出量の多寡にかかわらず、GX需要創出に向けては意欲的に取り組む企業の取組を推進していく予定です。

- GXFLに関する制度は今回の説明会で提示したものがすべてで、今後追加・更新される予定はないか。

制度の大枠について、今後更新を行う予定はありません。

今後、排出量実績報告に関する様式・ガイダンスを公表させていただく予定です。

また、需要創出の取組への貢献度に応じたインセンティブの付与等のGX関連予算との紐付け等に関係に関する詳細について、今後、経済産業省の研究会で検討する予定です。

- GXFL会員の義務や要件等について、「GXリーグにおけるサプライチェーンでの取組のあり方に関する研究会とりまとめ」（2025年12月）からの変更点はあるか。

各種要件の精緻化などを行っておりますが、大枠での変更点はありません。

FAQ | 【参考】GXFL会員の権利・義務・メリット・要件（2/4）



質問	回答
<ul style="list-style-type: none">• GXFL会員となる要件や提出スケジュール、会員ステータスについて具体的に教えてほしい。	<ul style="list-style-type: none">• 意向確認書を提出することで、「GXフューチャー・リーグ会員（期限付）」（以下「期限付の会員」となります。<ul style="list-style-type: none">- 当該会員資格は入会から当年度の10月末までとなります。• GXFLの会員となる企業においては、以下①～④の報告が必要となります。<ul style="list-style-type: none">①：2030年度の直接・間接排出量目標（入会から10月末日まで）②：GX需要創出・資金供給に関するコミットメント（入会から10月末日まで）③：直接・間接排出量実績（毎年度10月末まで（入会年度を含む））④：②に関する取組の進捗（毎年度10月末まで（入会年度の翌年度から））• 意向確認書の提出後、①②の報告を行うことで期限の定めのないGXフューチャー・リーグ会員となります。
<ul style="list-style-type: none">• SHK制度の報告義務がない企業はどのように対応すればよいか。• グループ単位で代表企業がまとめて提出する場合、グループとしてはSHK報告を行っていないが、どのように対応すればよいか。	<p>SHK制度と同じ方法で自主的に排出量を算定する機能が、SHKの報告システム（EEGS）上にあるため、グループ単位で提出する際にSHK対象外の企業が含まれている場合は、当該会社の排出量をそちらのシステムで算定してください。</p>
<ul style="list-style-type: none">• 任意算定ツールとは、EEGSの温室効果ガス排出量任意算定・公表機能を指すか。	<p>ご理解のとおりです。</p>
<ul style="list-style-type: none">• 直接補助金を受ける事業者だけでなく、補助金を受ける事業者に対する販売元もGXFLへの入会を要件とするか。	<p>基本的にGX予算を直接活用する事業者を対象に、GXFLへの入会及び個社単位の目標・コミットメントの報告を要件とすることを想定していますが、各補助金での取り扱いについては、各補助金事務局にご確認ください。</p>
<ul style="list-style-type: none">• 「GXFL」への入会は任意か。• 2026年度から開始する排出量取引制度の対象事業者は入会が必須などはあるか。• GXFLへの入会に際し、排出量や売上等による要件はあるか。	<p>GXFLへの入会は完全に任意です。排出量や売上等の要件のほか、GX-ETSの対象事業者は入会必須といった条件もございません。 ただし、2026年度にGXFLへ入会を希望する場合、2026年3月3日から6月末までに以降確認書を提出いただく必要があります（7月1日以降に確認書の提出があった場合は、入会は翌年度となります）ので、ご注意ください。</p>
<ul style="list-style-type: none">• グループ単位で入会してグループ単位の目標・コミットメントを提出する場合、そのグループに含まれる個社であっても、目標・コミットメントをその個社単位のものも提出しなければ、GX予算の活用は認められないという理解でよいか。• グループ単位で入会し、代表企業が個社単位で「コミットメント」を実施していない場合は、代表企業はGX予算の活用の資格は得られないと理解してよいか。	<p>ご理解のとおりです。</p>
<ul style="list-style-type: none">• 補助金要件について、「中小企業を除く」との記載があるが、中小企業の定義は何か。	<p>中小企業基本法における中小企業の定義に従います。</p>

FAQ | 【参考】GXFL会員の権利・義務・メリット・要件（3/4）



質問

- 「GX関連予算の補助金や委託事業を活用する際に、GXFLへの入会を要件とする方針」、「需要創出に貢献する取組を審査における加点要素とすることを検討」について、
 - ・GX関連予算の定義・範囲について教えてほしい。
 - ・対象事業の一覧リストは今後公表されるか。
 - ・今後、エネ特などGX予算から対象が拡大する可能性はあるか。
 - ・経済産業省だけでなく、他省庁の補助金や委託事業も対象となるか。
- 「GX関連予算の補助金や委託事業を活用する際に、GXFLへの入会を要件とする方針」、「需要創出に貢献する取組を審査における加点要素とすることを検討」について、
 - ・「XX補助金」「YY委託事業」は本措置の対象となるか。
 - ・加点はコミットメントの種類や内容で変動するとの理解でよいか。
 - ・入会する子会社が多いほど加点となる取り扱いはあるか
 - ・コミットメントの項目が増えるほど加点上有利になるか。
 - ・GX率先実行宣言の宣言グレードが高いほど、補助金の加点上有利になるか。
 - ・どのコミットメントの場合ほどの程度の加点になるなど、現時点での見込みはあるか。
 - ・加点措置の有無や点数は、補助金や委託事業により変わるか。
 - ・貢献度や加点により、補助金の補助率に影響はあるか。
 - ・上記情報が明らかにならないとコミットメントの提出に係る意思決定が困難である。
研究会における議論・確定スケジュールについて教えてほしい。
 - ・研究会のメンバー構成を教えてほしい。
- 意向確認書を26年6月末までに提出することで、26年度実施のXX補助金の対象となるか。
- 当グループは親会社（HD）のほか、子会社、孫会社、ひ孫会社と多数の会社を抱えており、子会社を親会社するグループ（子グループ）も形成している。
この場合において、当該子会社（子グループの親会社）が当該子グループの目標・コミットメントを報告することで、子グループ傘下の孫会社すべてが補助金の要件を満たすこととなるか。または、補助金を受けたい孫会社すべてが個社単位で目標・コミットメントを提出する必要があるか。

回答

GX関連予算とは、GX経済移行債を活用することで、国として20兆円規模の大胆な先行投資支援を実施するための投資促進策です。令和4年度補正予算から措置されており、令和8年度当初予算についても「GX推進対策費」として関係省庁のHPに各事業の概要が公開されています。対象予算の拡大について、現時点では未定ですが、GX需要創出という目的を踏まえ今後検討いたします。またGX予算事業には経済産業省以外の省庁における補助金等を含め一律GXFLへの入会を要件とする予定です。

GX関連予算の補助金や委託事業の審査において、GXフューチャーリーグへの入会及び個社単位の目標・コミットメントの報告を要件とする方針です。どのようなGX需要創出に関する行動を加点要素とするかは、「GX需要創出に向けた検討会」で議論・検討を行っております。研究会における議論及びこれを踏まえた取り扱いの決定については、現時点で具体的な時期はお答えしかねます。なお、各補助金での取扱い（加点方法や点数などを含む）に関しては、各補助金事務局にて検討されるため、こちらではお答えいたしかねます。各補助金の情報を適宜ご参照ください。

各補助金での取り扱いについては、各補助金事務局にご確認ください。なお、2026年6月末までに意向確認書の提出を行うことで、2026年10月末までは期限付のリーグ会員となるため、予算における要件は満たすこととなります。（ただし、2026年10月末までに目標・コミットメントを提出しない場合、11月1日を以て期限付のリーグ会員の資格を失います。）

GX予算を活用したい場合は、活用する事業者自身が個社単位で目標・コミットメントを提出する必要があります。ご質問のケースでは、補助金を受けたい孫会社すべてが個社単位で目標・コミットメントを提出する必要があります。

FAQ | 【参考】GXFL会員の権利・義務・メリット・要件（4/4）



質問

- GXFLの設置・運営期間は決まっているか。
- GXFLでは2030年の排出目標と毎年度の進捗報告が求められるため、2030年度までの枠組みとの理解でよいか。
- 現在GXリーグで実施している、GX実現に向けた企業の取組の公表は継続するか。
- GXフューチャーリーグでは排出量報告とは別に、従来のGXリーグで求められていた「GXリーグ参画企業に求める取組に関する報告」に相当する報告事項は必要となるか。

回答

GXFC、GXFLの運営期間の定めはありません。

GXフューチャーリーグのWebサイトにおいて、会員各社の排出量目標・実績のほか、GX需要創出・資金供給に向けたコミットメント及びその進捗を公表いたします。
また、各社で実施するGX推進に向けた取組のうち、上記に該当しないものについても、任意で報告・公表できることとしております。
このため、GXリーグで報告いただいていた「GXリーグ参画企業に求める取組に関する報告」は不要です。
なお、2026年度中はGXリーグにおけるダッシュボードの更新・掲載を継続いたします。

FAQ | 【参考】GXFLへの入会手続 (1/2)



質問	回答
<ul style="list-style-type: none">• GXFLへの入会単位について教えてほしい。	<p>GXFLでは、自社のみで入会する場合には「個社単位」、自社の他に入会する子会社等の関連会社がいる場合には、組織境界を設定したうえで、グループ代表企業が関連会社を束ねて代表して「グループ単位」で、入会することを基本とします。 ただし、グループ代表企業が会員にならない場合等においては、グループに所属する各企業が「個社単位」で入会することも可能です。</p>
<ul style="list-style-type: none">• グループ単位で入会する場合の組織境界について、連結や財務支配などのルールは定められているか。	<p>子会社・関連会社（子会社等）及び当該子会社等の子会社等（代表企業からみた孫会社以下）といたします。 子会社・関連会社の定義は以下のとおりです。 子会社 会社法に基づき、直接間接合む議決権50%以上の会社 関連会社 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づく、議決権20%～50%までの会社 なお、同規則に基づき、議決権15%～20%については重要な影響があると判断された場合（下記①～⑤のいずれかに該当する場合）は関連会社となります。 また、自己＋緊密関係者・同意者の合算で20%以上となり、かつ下記①～⑤のいずれかに当たる場合も関連会社となります。</p> <ol style="list-style-type: none">① 自社側の役員・使用人等が相手先の代表取締役・取締役等に就任② 相手先への重要な融資（保証・担保含む）③ 相手先への重要な技術供与④ 相手先との重要な販売・仕入等の取引⑤ その他、重要な影響が推測される事実がある場合
<ul style="list-style-type: none">• グループ単位で入会する場合、組織境界内の個社を適宜追加・削除することは可能か。また、その場合の手続きについて教えてほしい。	<p>追加の場合 可能です。ただし、7/1以降に組織境界内の個社を追加する場合は、当該個社は翌年度4/1以降にGXFL会員となります。 削除の場合 可能です。脱退を希望する場合は事務局が定めた様式を提出ください。</p>
<ul style="list-style-type: none">• A社とB社で出資比率が50%ずつの企業は、どちらの組織境界に含めるか、又は双方に含めるかといったルールはあるか。	<p>A社とB社のいずれか一方の組織境界にのみ含まれる必要があります。 いずれに含むかに関しては、両社で協議の上ご判断ください。</p>
<ul style="list-style-type: none">• GXFLにグループ単位で入会した場合、組織境界に含む一部または全部の企業を非公表とすることは可能か。	<p>グループ単位で入会した場合も、代表企業のほか、組織境界に含む一部又は全部の企業を非公表とすることはできません。 全ての企業がGXFL会員となり、Webサイトの会員一覧において公表されます。</p>

FAQ | 【参考】GXFLへの入会手続 (2/2)



質問	回答
<ul style="list-style-type: none">グループ単位で入会し、親会社（A社）の組織境界に含む一部の企業（B社）がGX関連予算の補助金や委託事業を活用したい場合には、B社のみが個社単位での報告を行えばよいか。主たる会社が持株会社（A社）と事業会社（B社）に分かれており、この2社でグループ単位の入会となる場合、グループ全体(2社)の目標・実績は不要か。	グループ単位での入会には、グループ全体での目標・コミットメントの報告が必要となります。その上で、B社のみが個社単位の目標・コミットメントの報告を行っている場合は、B社のみがGX関連予算の活用にあたっての要件を満たすこととなります。グループ単位の入会の場合、グループに属する会社が2社であってもグループ全体の目標・コミットメントの報告が必要です。
<ul style="list-style-type: none">グループの中で、親会社に加えて特定の1社のみがGXFLに参加したい場合、グループ単位で入会すべきか、各々個社単位で入会すべきか。GXFLに対し、親会社が一部連結子会社を対象として入会し、一部別子会社は単体で入会することは可能か。親会社と子会社がそれぞれ単体としてGXFLに入会することは可能か。	ご質問のケースにおいては、原則としてすべての子会社等を含めたグループ単位での入会をお願いします。グループ単位での入会が困難である事情がある場合などは、別途事務局までご相談ください。なお、親会社がGXFLに入会しない場合においては、各子会社が個別に入会いただく形となります。
<ul style="list-style-type: none">親会社と子会社がそれぞれ個社としてGXFLに入会した後に、グループでの入会に切替えることは可能か。	可能です。ただし、7/1以降に入会を切り替える場合は翌年度にグループでの入会となります。
<ul style="list-style-type: none">当グループはHD制を採っており、CO2の算定はグループ全体の数値として実施している。この場合、GXFLへの入会単位は以下①②のいずれとすべきか。 ①HD会社のほか、グループ子会社をすべて組織境界に含む形で入会し、グループ全体の数値を報告 ②HD会社のみ個社で入会し、グループ全体の数値を報告	①、②いずれでも問題ございません。ただし、②の場合は貴社グループ子会社はGXFL会員となりません。
<ul style="list-style-type: none">グループ単位で入会し、目標・コミットメントの提出はグループ単位のみとしていた場合において、事後的に一部の子会社を「個社単位での提出」に変更することは可能か。可能な場合、手続について教えてほしい。	可能です。ただし、当該変更に必要な個社単位での目標・コミットメントを入会后10/31までに提出した場合は当年度から、11月1日以降に提出した場合は翌年度から「個社単位で目標・コミットメントの提出を行う企業」となります。手続については、意向確認書を再提出いただくことを想定しています。
<ul style="list-style-type: none">意向確認書の提出からGXFL会員まで、どの程度の期間を見込めばよいか。	意向確認書の記載事項に不備などがない場合、GXFL会員になるうとする年度の4月1日に期限付リーグ会員となります。なお、意向確認書の提出日が当該年度の4月2日から6月30日までの場合は、当該提出日に期限付のリーグ会員となります。 2026年度に関しては、2026年3月3日から4月1日までに意向確認書が提出され、受領通知が届いた場合には、2026年4月1日から期限付リーグ会員となります。4月2日から6月30日までの場合は、当該提出日に期限付のリーグ会員となります。
<ul style="list-style-type: none">入会后、期限内に目標・コミットメントを提出せず会員資格失効となった場合、翌年度以降の再入会は可能か。	可能です。
<ul style="list-style-type: none">GXFLからの脱退や再入会は可能か。再入会を行う場合、一定期間の経過が必要等の要件はあるか。	GXFLから脱退する旨を事務局に届け出ることにより、脱退が可能です。再入会は特段の期間の経過等の制限なく可能です。ただし、当該年度に入会したい場合、前年度の7月から当年度の6月末日までに意向確認書を提出いただく必要があります。
<ul style="list-style-type: none">グループ単位でGXFLに参加する場合、代表は業界団体等も想定されるか。業界団体のリーグ参加方法が設けられていれば教えてほしい。	グループ単位での入会は業界団体ではなく、株式会社等の企業を想定しています。なお、自主行動計画を提出した業界団体は、GXFLにおけるWGにオブザーバーとして入会することが可能です。

FAQ | 【参考】排出量目標・実績報告（1/4）



質問	回答
<ul style="list-style-type: none">排出量目標・実績は、GXFLに提出した組織境界により算定すればよいか。 （組織境界から外した企業がある場合は、当該企業を除いて算定すればよいか。）	ご理解のとおりです。
<ul style="list-style-type: none">排出量実績における排出量の範囲を教えてください。算定・報告対象となる排出量の範囲は、SHK制度と同様か。移行計画の写しを提出する場合も、算定・報告対象となる排出量の範囲は、SHK制度と同様か。	排出量実績の対象ガスは、エネルギー起源CO2及び非エネルギー起源CO2です。 対象排出量は、SHK制度における「基礎排出量」から「廃棄物の原燃料利用による排出量」及び「6ガス」を除いたものです。 移行計画の写しの提出を行う場合、その算定方法は「 移行計画作成マニュアル 」に準拠ください。
<ul style="list-style-type: none">排出量目標・実績は国内の排出量に限られるか。グローバル排出量目標・実績を提出することは可能か。	国内排出量のみが対象となります。
<ul style="list-style-type: none">排出量目標・実績について、直接・間接排出量の合算値を報告することは可能か。	直接・間接排出量を分けて報告いただく必要があります。
<ul style="list-style-type: none">2030年度の排出量目標について、NDC水準への整合など、指標や考え方はあるか。事業拡大に伴い、排出量が増加する目標とすることも可能か。GXリーグで報告・公表していた2030年度目標から変更することは可能か。	GXFLにおける2030年度排出量目標は、各社において任意に設定可能です。 なお、目標・実績いずれもGXFLのダッシュボードで公表されます。
<ul style="list-style-type: none">目標年度を2030年度以外とすることは可能か。	2030年度以外の目標年度の設定はできません。すべての企業において、2030年度での排出量目標を報告いただきます。
<ul style="list-style-type: none">2030年度の排出量目標について、基準年度は設定するか。	基準年度の設定や基準年度排出量の報告は不要です。
<ul style="list-style-type: none">排出量目標・実績の算定期間を4月から翌3月末以外で設定することは可能か。GXリーグでは算定期間を任意に設定し、算定期間終了後7か月以内に報告としていた。 GXFLでも同様か。	排出量目標・実績の算定期間は、毎年4月から翌3月末までのみとなります。 （任意の算定期間を設定することはできません。） すべての企業が、上記算定期間における排出量実績を、毎年度10月末までに報告する必要があります。 なお、意向確認書の期限を6月末、排出量及びコミットメントに関する報告の期限を10月末とさせていただいた理由は、SHKの前年度実績報告期限が7月末であり、GX-ETS制度の毎年度の移行計画の提出期限が9月末であることを踏まえ、会員企業の負担軽減の観点から、それらの期限後に、GXFLにはそれらの写しを出せば済むように、リーグの報告期限を設定しています。事務局としては、上記の理由から、10月末を実績報告の期限とすることについて、会員企業に特段の問題が生じたり、大きな負担を強いることはないと考えています。
<ul style="list-style-type: none">排出量目標・実績の算定対象について、SHK制度では対象とならないものの、GHGプロトコルでは対象であるものを含めることは可能か。	原則としてSHK制度における算定ルールに準拠いただきますが、GHGプロトコルにおける算定対象活動を含めることも可能です。

FAQ | 【参考】排出量目標・実績報告（2/4）



質問	回答
<ul style="list-style-type: none">2030年度の排出量目標について、一部または全部を非公表とすることは可能か。	排出量目標の一部または全部を非公表とすることはできません。公表可能な目標の設定をお願いします。
<ul style="list-style-type: none">2030年度の排出量目標について、目標設定の考え方は報告・公表可能か。	目標設定に関する考え方について、任意で報告・公表可能としています。
<ul style="list-style-type: none">2030年度の排出量目標は、事後的に変更可能か。	原則として2030年度の排出量目標を変更することはできません。ただし、法人の新設・合併・買収・事業譲渡・株式譲渡等の「構造的変化」により排出量が大幅に変動する場合を含め、外部市場環境の変化や技術の進展等に伴い、やむを得ない状況変化がある場合においては、事務局と協議の上修正を行える可能性があります。その場合、事前に事務局までご相談をお願いします。
<ul style="list-style-type: none">目標が未達の場合のペナルティやデメリットはあるか。	現時点で特段のペナルティなどは想定していません。なお、目標・実績はいずれもGXFLのダッシュボードで公表されます。
<ul style="list-style-type: none">2030年が近づいた段階で、2040年度以降の目標設定が求められるのか。	現時点では未定です。
<ul style="list-style-type: none">当社ではGHGプロトコルに基づいて2030年度目標を設定しており、これにはJクレジットと当社で購入している非化石証書によるオフセットを想定している。この場合、<ul style="list-style-type: none">GXFLにおいて、GHGプロトコルに基づく排出量目標を設定することは可能か。目標・実績報告において、Jクレジット・非化石証書を利用することは可能か。	目標・実績の算定方法は原則としてSHK制度に準拠していただきますが、GHGプロトコルに基づくものでも構いません。活用可能なJクレジット及び非化石証書については、SHK制度における基礎排出量と同様とする観点から、以下取扱いといたします。 <u>Jクレジット</u> <ul style="list-style-type: none">直接排出量に対して、Jクレジットの利用（オフセット）は認められません。間接排出量に対しては、<ul style="list-style-type: none">他者から供給された電気の使用に伴うエネルギー起源CO2に対して、再エネ電力由来のJクレジット等を活用可能です。他者から供給された熱の使用に伴うエネルギー起源CO2に対して、再エネ熱由来のJクレジット等を活用可能です。 <u>非化石証書</u> <ul style="list-style-type: none">間接排出量に対して、<ul style="list-style-type: none">他者から供給された電気の使用に伴うエネルギー起源CO2に対して、非化石証書を活用可能です。
<ul style="list-style-type: none">Jクレジット・非化石証書について、親会社が購入したものを組織境界内の子会社等に適用することは可能か。Jクレジット・非化石証書について、仲介会社が購入したものを当社及び組織境界内の子会社等に適用することは可能か。	いずれも可能です。なお、いずれの場合においても、無効化通知書等を事務局に提出いただく必要はありません。（自社名義のJクレジット・非化石証書を自社で活用する場合も同様です。）

FAQ | 【参考】排出量目標・実績報告（3/4）



質問	回答
<ul style="list-style-type: none">• GXリーグでは、仲介事業者等によるJ-クレジットや非化石証書の代理調達・無効化について、代理調達である旨を証する書類の提出が求められていたが、GXFLの排出量実績報告でも必要か。	代理調達を証する書類の提出は不要です。
<ul style="list-style-type: none">• 親会社が代表して提出した、GX-ETSの親会社＋密接関係者(子会社)の移行計画の写しがあれば、親会社も密接関係者(子会社)も「個社単位」で「2030年度の排出量目標」を提出したものとみなされるか。	排出量目標の提出については、親会社が提出した密接関係者分も含む移行計画の写しの提出をもって、ETS対象の子会社等に関しては、個社単位の目標提出もしたこととみなします。ETS非対象企業がグループに含まれる場合には、当該企業は個社単位の目標を提出したものとみなされませんのでご注意ください。
<ul style="list-style-type: none">• SHK制度に基づく報告を行っている場合、別途GXFLに対して当該報告の写しの提出が必要か。又は、自動連係されるなどの対応はあるか。	SHK制度で報告を行った様式の写しをGXFL事務局に提出いただく必要があります（自動連係は行われません）。
<ul style="list-style-type: none">• 省エネ法に基づくエネルギー使用量の定期報告のみ実施している場合、どのように実績報告を行う必要があるか。• 省エネ法で報告しているエネルギー使用量データによる報告は可能か。	省エネ法の定期報告で燃料使用量を報告している場合、地球温暖化対策推進法に基づくSHK制度の報告義務対象者に該当するため、SHK制度における報告もされているはずですので、社内での報告実績をご確認ください。
<ul style="list-style-type: none">• SHK制度のバウンダリーとGXFL入会のバウンダリーが異なる場合（今回は特定の子会社だけが加入する場合）、SHK制度での報告値と、GXFL事務局への報告値が乖離していても問題ないか。	SHK制度による報告は個社単位ですので、バウンダリーの差異といった問題は生じないものと理解しております。
<ul style="list-style-type: none">• 排出量実績報告に第三者検証は必要か。	第三者検証は不要です。
<ul style="list-style-type: none">• 排出量実績報告の内容を事務局が審査することは想定しているか。	排出量実績報告においては、SHK制度に基づく報告、またはGX推進法に基づく移行計画の提出をいただきますので、GXFL事務局としてその内容を審査することは想定していません。
<ul style="list-style-type: none">• グループ代表企業と子会社が混在する複合事業所の排出量について、切り分け方法はSHK制度で定められている方法による設定・開示で問題ないか。	SHK制度における算定方法に準拠してください。
<ul style="list-style-type: none">• 当社は2025年度中に設立した企業であり、排出量実績の報告が困難である。どのように対応すればよいか。• 当社は2025年度排出量を測定していないため、実績報告ができないがGXFLに入りたい。	SHKの報告対象外であることなどにより、排出量の算定をされたことがない企業においては、排出量の算定を行い、実績報告が可能となった年度から入会をご検討ください。
<ul style="list-style-type: none">• 算定ガイドラインや報告様式はいつ公表されるか。• 報告様式はGXリーグから変更となるか。	<ul style="list-style-type: none">• 排出量実績報告に係る様式・ガイダンスは2026年4月上旬頃に公表いたします。• 当該様式などについては、GXリーグからは変更となります（新規に作成いたします）。• コミットメントに関する取組の報告は2027年度以降に実施するため、追ってご案内する予定です。• なお、算定方法についてはSHK制度に準拠いたしますので、SHK制度の「温室効果ガス算定・報告マニュアル」をご参照ください。

FAQ | 【参考】排出量目標・実績報告（4/4）



質問	回答
<ul style="list-style-type: none">排出量実績報告ではSHK様式の写し又は移行計画を提出とのことであるが、グループ単位で報告を行う場合はどのように対応すればよいか。	グループ単位での排出量実績につきましては、事務局にて別途用意する様式にて報告を実施いただきます。当該様式については、4月上中旬に公表を予定しております。
<ul style="list-style-type: none">排出量目標の提出を移行計画に代えた場合、実績報告において通常の提出方法に変えることはできるか。またその逆は可能か。	取扱いの一貫性の観点から、目標と実績は同じ形式で提出いただくことを想定しています。
<ul style="list-style-type: none">初年度（26年度）に25年度の排出実績の報告が必要とのことだが、当社はこれまでSHK制度に基づく算定・報告を行ったことがなく、準備に時間を要する見込みである。初年度の救済措置等はないか。	排出量実績については毎年度10月末までを提出期限といたします。ただし、2026年度に提出する2025年度実績に限っては、事務局へ事前にご相談いただくことで、2026年12月末まで提出を猶予する場合がございます。
<ul style="list-style-type: none">当社はグループ内で自家発由来の電気・蒸気を需給している。このため、各グループ会社のSHK制度の届出実績を単純加算すると当社グループ合計量はダブルカウントとなってしまいが、どのように整理すればよいか。	GHGプロトコルに従って算定する場合、グループ内企業から供給された電気又は熱の使用に伴う排出はグループのScope 2 に含めず算定することが可能です。
<ul style="list-style-type: none">排出量目標・コミットメントについては、メールで受付、その後、Webシステムが開発された後にシステムで提出とのことだが、排出量実績・コミットメント取り組みについても同じ扱いとなるのか。	2026年度（2025年度排出量実績）はメールで提出いただきます。2027年度に実施いただく2026年度排出量実績報告より、システムから報告いただく予定です。